

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第10条((試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除))関係	第10条((試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除))関係
(試験研究費に含まれる人件費)	(試験研究費に含まれる人件費)
10—1 措置法第10条第8項第1号.....	10—1 措置法第10条第3項第1号.....
(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)	(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)
10—4措置法第10条第8項第2号.....	10—4措置法第10条第3項第2号.....
(他の者から支払を受ける金額の範囲)	(他の者から支払を受ける金額の範囲)
10—5	10—5
(1)	(1)
(2) 独立行政法人科学技術振興機構.....同機構.....	(2) 科学技術振興事業団.....同事業団.....
(3)	(3)
(注)	(注)
(試験研究費の額の統一的計算)	(試験研究費の額の統一的計算)
10—6	10—6
(注) 措置法令第5条の3第5項(同条第10項において準用する場合を含む。) に規定する「特別償却実施額」は、措置法第10条第4項又は第6項の規定 の適用があるかどうかの判定においてこれらの項に規定する「試験研究費 の額」から控除するのであるが、例えば、同条第2項の規定の適用を受け る試験研究費の額から控除する必要はないことに留意する。	

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10— 7 措置法第10条第5項.....

(注) 措置法第10条第6項の規定を受ける個人であるかどうかの判定は、同項に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額の生じた年12月31日において中小企業者に該当するかどうかによるのであるから、同項の規定の適用を受ける年12月31日においても中小企業者に該当する必要はないことに留意する。

(常時使用する従業員の範囲)

10— 8 措置法令第5条の3第8項.....

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10— 9 措置法令第5条の3第2項.....

(当該金額として記載された金額)

10—10 措置法第10条第10項及び第11項.....同条第1項から第6項までの規定.....

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共—1第11条から第13条の4まで、第14条第3項、第14条の2又は.....

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共—2第11条から第13条の4まで、第14条第3項、第14条の2又は.....

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

10— 7 措置法第10条第2項.....

(常時使用する従業員の範囲)

10— 8 措置法令第5条の3第2項.....

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10— 9 措置法令第5条の3第1項.....

(当該金額として記載された金額)

10—10 措置法第10条第5項.....同条第1項又は第2項の規定.....
...

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共—1第11条から第13条の4まで、第14条の2第1項又は.....

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共—2第11条から第13条の4まで、第14条の2第1項又は.....

改 正 後	改 正 前
(常時使用する従業員の範囲) 10の2～15共―3 中小企業経営革新支援法..... 第10条の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (国庫補助金等をもって取得等したエネルギー需給構造改革推進設備の取得価額) 10の2―7同条第2項..... 第10条の3((中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用) 10の3―1措置法第10条の3第1項.....(以下10の3関係.....)(以下10の3関係.....).....措置法令第5条の5第8項.....(.....).....措置法第10条の3第1項.....措置法規則第5条の8第3項..... (取得価額の判定単位) 10の3―2 措置法令第5条の5第2項..... (注) 措置法規則第5条の8第1項各号.....	(常時使用する従業員の範囲) 10の2～15共―3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業経営革新支援法..... 第10条の2((エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (国庫補助金等をもって取得等したエネルギー需給構造改革推進設備の取得価額) 10の2―7同条第2項各号..... 第10条の6((中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用) 10の6―1措置法第10条の6第1項.....(以下10の6関係.....)(以下10の6関係.....).....措置法令第5条の8第8項.....(.....).....措置法第10条の6第1項.....措置法規則第5条の11第3項..... (取得価額の判定単位) 10の6―2 措置法令第5条の8第2項..... (注) 措置法規則第5条の11第1項各号.....

(国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額)

10の3—3 措置法令第5条の5第2項.....同条第2項.....

(主たる事業でない場合の適用)

10の3—4

(事業の判定)

10の3—5

(注) 措置法規則第5条の8第4項第10号.....

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の3—6 措置法規則第5条の8第4項第2号.....

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)

10の3—7 (措置法第10条の3第1項.....10の3—10.....
.....) (措置法令第5条の5第8項.....10の3—14.....
.....)措置法第10条の3第1項.....

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の3—8 措置法第10条の3第1項.....措置法第10条の3第1項.....
.....

(附属機器等の同時設置の意義)

10の3—9 措置法規則第5条の8第1項各号.....

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の3—10措置法第10条の3第3項.....

(国庫補助金等をもって取得等した特定機械装置等の取得価額)

10の6—3 措置法令第5条の8第2項.....同条第2項各号.....

(主たる事業でない場合の適用)

10の6—4

(事業の判定)

10の6—5

(注) 措置法規則第5条の11第4項第10号.....

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の6—6 措置法規則第5条の11第4項第2号.....

(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)

10の6—7 (措置法第10条の6第1項.....10の6—10.....
.....) (措置法令第5条の8第8項.....10の6—14.....
.....)措置法第10条の6第1項.....

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の6—8 措置法第10条の6第1項.....措置法第10条の6第1項.....
.....

(附属機器等の同時設置の意義)

10の6—9 措置法規則第5条の11第1項各号.....

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の6—10措置法第10条の6第3項.....

改 正 後	改 正 前
(物品賃貸業の意義) <u>10の3-11</u> <u>措置法第10条の3第4項</u>..... (注) (特殊の減価償却資産の耐用年数) <u>10の3-12</u> <u>リース契約(措置法令第5条の5第8項第1号</u>.....<u>10の3-14</u>.....) (リース費用の均等支払の判定) <u>10の3-13</u><u>措置法令第5条の5第8項第3号</u>..... (リース費用に含まれない費用) <u>10の3-14</u> <u>措置法令第5条の5第10項</u>..... (所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の3-15</u> <u>措置法令第5条の5第7項</u>..... (当該金額として記載された金額) <u>10の3-16</u> <u>措置法第10条の3第8項</u>..... <u>第10条の4</u>((事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) <u>10の4-1</u><u>措置法第10条の4第1項</u>.....(.....<u>10の</u>	(物品賃貸業の意義) <u>10の6-11</u> <u>措置法第10条の6第4項</u>..... (注) (特殊の減価償却資産の耐用年数) <u>10の6-12</u> <u>リース契約(措置法令第5条の8第8項第1号</u>.....<u>10の6-14</u>.....) (リース費用の均等支払の判定) <u>10の6-13</u><u>措置法令第5条の8第8項第3号</u>..... (リース費用に含まれない費用) <u>10の6-14</u> <u>措置法令第5条の8第10項</u>..... (所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額) <u>10の6-15</u> <u>措置法令第5条の8第7項</u>..... (当該金額として記載された金額) <u>10の6-16</u> <u>措置法第10条の6第8項</u>..... <u>第10条の3</u>((事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (年の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用) <u>10の3-1</u><u>措置法第10条の3第1項</u>.....(.....<u>10の</u>

4—7.....).....(以下第10条の4.....)
(以下第10条の4.....)で措置法令第5条の6第14項.....(
.....10の4—6及び10の4—7.....).....措置法第10条の
4第1項.....措置法規則第5条の9第1項又は第7項.....

(取得価額の判定単位)

10の4—2 措置法令第5条の6第1項.....

(注) 措置法規則第5条の9第1項各号.....

(国庫補助金等をもって取得等した事業基盤強化設備の取得価額)

10の4—3同条第2項.....

(主たる事業でない場合の適用)

10の4—4措置法第10条の4第1項第2号.....(以下10の
4—6.....)

(事業の判定)

10の4—5

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)

10の4—6措置法第10条の4第1項.....

(注) 同条第1項第6号口に規定する事業とその他の事業とを営む個人が事業
基盤強化設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合の同条第1項、
第3項又は第4項の適用についても、同様とする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の4—7措置法第10条の4第1項.....

3—7.....).....(以下第10条の3.....)
(以下第10条の3.....)で措置法令第5条の5第13項.....(
.....10の3—6及び10の3—7.....).....措置法第10条の
3第1項.....措置法規則第5条の8第1項又は第5項.....

(取得価額の判定単位)

10の3—2 措置法令第5条の5第1項.....

(注) 措置法規則第5条の8第1項各号.....

(国庫補助金等をもって取得等した事業基盤強化設備の取得価額)

10の3—3同条第2項各号.....

(主たる事業でない場合の適用)

10の3—4措置法第10条の3第1項第2号.....(以下10の
3—6.....)

(事業の判定)

10の3—5

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)

10の3—6措置法第10条の3第1項.....

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の3—7措置法第10条の3第1項.....

改 正 後	改 正 前
(注) (総収入金額の意義) <u>10の4－8 事業所得に係る総収入金額(措置法令第5条の6第8項に規定する事業所得に係る総収入金額をいう。)には、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者から支払を受ける金額及び準備金勘定又は引当金勘定の取崩し等により総収入金額に算入することとなる金額は含まれないものとする。</u> (試験研究費の額の範囲) <u>10の4－9 措置法令第5条の6第8項に規定する試験研究費の額は、その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額となることに留意する。</u> <u>(注) 試験研究費の額の計算に当たっては、10－4の取扱いは適用しない。</u> (附属機器等の同時設置の意義) <u>10の4－10別表.....</u> (特定事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の4－11措置法第10条の4第3項.....</u> (物品賃貸業の意義) <u>10の4－12 措置法第10条の4第4項.....</u> (注)	(注) (新 設) (新 設) (附属機器等の同時設置の意義) <u>10の3－8別表2.....</u> (特定事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算) <u>10の3－9措置法第10条の3第3項.....</u> (物品賃貸業の意義) <u>10の3－10 措置法第10条の3第4項.....</u> (注)

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の4-13 リース契約(措置法令第5条の6第12項第1号.....10の4-15.....)

(リース費用の均等支払の判定)

10の4-14措置法令第5条の6第12項第3号.....

(リース費用に含まれない費用)

10の4-15 措置法令第5条の6第14項.....

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の4-16 措置法令第5条の6第11項.....

(当該金額として記載された金額)

10の4-17 措置法第10条の4第8項.....

(廃止)

(廃止)

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

10の3-11 リース契約(措置法令第5条の5第11項第1号.....10の3-13.....)

(リース費用の均等支払の判定)

10の3-12措置法令第5条の5第11項第3号.....

(リース費用に含まれない費用)

10の3-13 措置法令第5条の5第13項.....

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の3-14 措置法令第5条の5第10項.....

(当該金額として記載された金額)

10の3-15 措置法第10条の3第8項.....

第10条の4((事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(年の中途において特別中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)

10の4-1 青色申告書を提出する個人で措置法第10条の4第1項の各号に掲げるもの(以下この項及び10の4-5において「特別中小企業者等」という。)が年の中途において特別中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得し、若しくは製作し、又は賃借して事業の用に供した同項に規定する特定事業化設備等(以下第10条の4関係において「特定事業化設備等」という。)及び同項に規定する事業化設備等(以下第10条の4関係において「事業化設備等」という。)で措

改 正 後	改 正 前
	<u>置法令第5条の6第9項に定める費用の総額が同項に定める金額以上のもの（事業の用に供した日の属する年の12月31日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。以下10の4－4から10の4－6において「特定賃借事業化設備等」という。）については、措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定の適用があることに留意する。</u> （廃 止） <u>（取得価額の判定単位）</u> 10の4－2 <u>事業化設備等の1台又は1基の取得価額が280万円以上であるかどうかについては、個々の機械及び装置ごとに判定することに留意する。</u> （廃 止） <u>（国庫補助金等をもって取得等した事業化設備等の取得価額）</u> 10の4－3 <u>事業化設備等の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該事業化設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u> （廃 止） <u>（特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業化設備等）</u> 10の4－4 <u>措置法第10条の4第1項第2号に規定する事業（以下この項において「特定事業」という。）とその他の事業とを営む個人が、その取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業化設備等及び特定賃借事業化設備等をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。</u>

(廃止)	(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 10の4－5 特別中小企業者等がその取得し、若しくは製作し、又は賃借した特定事業化設備等又は特定賃借事業化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業化設備等又は当該特定賃借事業化設備等が専ら当該特別中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業化設備等又は当該特定賃借事業化設備等は当該特別中小企業者等の営む事業の用に供したものであるとして措置法第10条の4第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。 (注) 物品賃貸業を営む者は、貸付けの用に供した事業化設備等につき同条第1項、第3項又は第4項の規定の適用を受けることができないことに留意する。
(廃止)	(事業基盤強化設備の特別償却等との重複適用の排除) 10の4－6 措置法第10条の3第1項に規定する事業基盤強化設備の全部又は一部につき同項又は第3項から第5項までの規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける年分において事業の用に供する特定事業化設備等又は特定賃借事業化設備等のすべてについて同法第10条の4第1項又は第3項から第5項までの規定を適用することができないことに留意する。
(廃止)	(総収入金額の意義) 10の4－7 事業所得に係る総収入金額(措置法令第5条の6第3項に規定する事業所得に係る総収入金額をいう。)には、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者から支払を受ける金額及び準備金勘定又は引当金勘定の取崩し等により総収入金額に算入することとなる金額は含まれないものとする。
(廃止)	(試験研究費の額の範囲) 10の4－8 措置法令第5条の6第3項に規定する試験研究費の額は、その試

改 正 後	改 正 前
	<u>験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額となることに留意する。</u> <u>(注) 試験研究費の額の計算に当たっては、10—4の取扱いは適用しない。</u> (廃 止) <u>(特定事業化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u> <u>10の4—9 特定事業化設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定事業化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定事業化設備等に係る措置法第10条の4第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u> (廃 止) <u>(物品賃貸業の意義)</u> <u>10の4—10 措置法第10条の4第4項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対して相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。</u> <u>(注) 同項に規定する物品賃貸業は、主たる事業としてその事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。</u> (廃 止) <u>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</u> <u>10の4—11 リース契約(措置法令第5条の6第7項第1号に規定するリース契約をいう。以下10の4—13までにおいて同じ。)に係る事業化設備等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第130条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u>

第10条の6（（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除））関係

（廃止）

（リース費用の均等支払の判定）

10の4-12 事業化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第5条の6第7項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

（廃止）

（リース費用に含まれない費用）

10の4-13 措置法令第5条の6第9項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業化設備等に係るソフトウェアの費用（当該事業化設備等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業化設備等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

（廃止）

（所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額）

10の4-14 措置法令第5条の6第6項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

（廃止）

（当該金額として記載された金額）

10の4-15 措置法第10条の4第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10-10の取扱いを準用する。

（新設）

改 正 後	改 正 前
(取得価額の判定単位と適用対象となる「特定情報通信機器等」) 10の6－1 <u>措置法第10条の6第1項に規定する情報通信機器等(ソフトウェアを除く。以下「ソフトウェア以外の情報通信機器等」という。)の取得価額の合計額又は同項に規定するソフトウェア(以下「ソフトウェア」という。)の取得価額の合計額が140万円以上又は70万円以上であるかどうかについては、措置法規則第5条の11各号に掲げるもの(令第138条若しくは第139条第1項の規定の適用を受けるもの又は措置法第28条の2の規定の適用を受けるものを除く。)を措置法規則第5条の11第1号から第8号までの情報通信機器等と同項第9号の情報通信機器等とに区分し、それぞれの取得価額の合計額により判定する。この場合、その取得価額基準を満たす情報通信機器等については、その区分ごとに、措置法第10条の6第1項又は第3項のいずれかの規定を適用することに留意する。</u> <u>措置法令第5条の8第5項に規定する合計額の判定においても同様とする。</u> (国庫補助金等をもって取得等した特定情報通信機器等の取得価額) 10の6－2 <u>ソフトウェア以外の情報通信機器等の取得価額の合計額又はソフトウェアの取得価額の合計額が措置法令第5条の8第1項に規定する140万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該ソフトウェア以外の情報通信機器等又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。</u> (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 10の6－3 <u>青色申告書を提出する個人が、その取得し、若しくは製作し、又</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

は賃借した措置法第10条の6第1項に規定する特定情報通信機器等（以下「特定情報通信機器等」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定情報通信機器等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定情報通信機器等は当該個人の営む事業の用に供したものであるとして措置法第10条の6第1項、第3項又は第4項の規定を適用する。

（ソフトウェアの改良費用）

10の6－4 青色申告書を提出する個人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを取得したことと同様の状況にあるものと認められるときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第10条の6第1項又は第3項の規定の適用があるものとする。

（附属機器等の同時設置の意義）

10の6－5 措置法規則第5条の11各号において本体と同時に設置することを条件として特定情報通信機器等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

（特定情報通信機器等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）

10の6－6 特定情報通信機器等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該特定情報通信機器等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した年にさかのぼって当該値引きのあった特定情報通信機器等に係る措置法第10条の6第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

（新 設）

（新 設）

（新 設）

(リース費用に含まれない費用)

10の6—10 措置法令第5条の8第5項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する情報通信機器等に係るソフトウェアの費用(当該情報通信機器等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該情報通信機器等の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(所得税額の特別控除の計算の基礎となる各種所得の金額)

10の6—11 措置法令第5条の8第3項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……又は雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうのであることに留意する。

(当該金額として記載された金額)

10の6—12 措置法第10条の6第8項及び第9項に規定する「当該金額として記載された金額」の意義については、10—10の取扱いを準用する。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

(取得価額の判定単位)

11—6 ……150万円以上、230万円以上又は 300万円以上……

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11—7 ……150万円以上、230万円以上又は 300万円以上……同条第2項……

第11条の3((開発研究用設備の特別償却))関係

(開発研究の意義)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第11条((特定設備等の特別償却))関係

(取得価額の判定単位)

11—6 ……150万円以上又は230万円以上……

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

11—7 ……150万円以上又は230万円以上……同条第2項各号…
……

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
11の3-1 <u>措置法第11条の3第1項に規定する「開発研究」(以下「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。</u> (1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u> (2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u> (3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u> (4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u> <u>(専ら開発研究の用に供されるもの)</u> 11の3-2 <u>措置法令第5条の11第2項に規定する専ら開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u> <u>(取得価額の判定単位)</u> 11の3-3 <u>措置法令第5条の11第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u> <u>(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

11の3-4 措置法令第5条の11第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(委託研究先への資産の貸与)

11の3-5 措置法第11条の3第1項に規定する個人が、その取得又は製作をした同項に規定する開発研究用設備を自己の開発研究(同項に規定する開発研究をいう。以下同じ。)の委託先において当該開発研究用設備が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用設備は当該個人の営む開発研究の用に供したものとして取り扱う。

第11条の4((事業革新設備の特別償却))関係

(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)

11の4-1 措置法第11条の4第1項第1号に規定する事業再構築計画、同項第2号に規定する共同事業再編計画、同項第3号に規定する経営資源再活用計画又は同項第4号に規定する事業革新設備導入計画に係る認定を受けた個人であるかどうかは、……………

(廃止)

(新設)

第11条の3((事業革新設備等の特別償却))関係

(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)

11の3-1 措置法第11条の3第1項に規定する事業再構築計画に係る認定を受けた個人又は同条第2項に規定する高度化計画に係る認定を受けた個人であるかどうかは、……………

(注) 措置法第11条の3第1項の規定の適用に当たり、その個人が産業活力再生特別措置法第17条第1項第1号及び第2項の確認を受けた個人に該当するかどうかについても、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(附属機器等の同時設置の意義)

11の3-2 平成7年3月31日付大蔵省告示第75号の別表において本体と同時

改 正 後	改 正 前
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 11の4－2措置法第11条の4第1項..... (廃 止) 第11条の5((特定余暇利用施設の特別償却))関係 (取得価額の判定単位) 11の5－1 措置法令第5条の13第2項.....(以下11の5－2..... ...) (注) (国庫補助金等をもって取得等した建物等の取得価額) 11の5－2同条第2項.....	<u>に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u> (貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 11の3－3措置法第11条の3第1項..... <u>(非指定事業の用に供される機械その他の減価償却資産)</u> 11の3－4 措置法令第5条の11第1項の規定により平成7年3月31日付大蔵省告示第75号の別表で指定された機械その他の減価償却資産(貸付けの用に供しているものを除く。)については、同項に規定する非指定事業のみに使用しているもの又は非指定事業とその他の事業に共通して使用しているものであっても、同項かつこ書に該当するものを除き、措置法第11条の3第1項の規定の適用があることに留意する。 第11条の4((特定余暇利用施設の特別償却))関係 (取得価額の判定単位) 11の4－1 措置法令第5条の12第2項.....(以下11の4－2..... ...) (注) (国庫補助金等をもって取得等した建物等の取得価額) 11の4－2同条第2項各号.....

(附属施設等の意義)

11の5－3措置法令第5条の13第2項.....

第11条の6((特定電気通信設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の6－1 措置法第11条の6第1項.....(以下第11条の6.....)
.....

(附属機器等の同時設置の意義)

11の6－2 措置法規則第5条の16第3項各号.....

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(附属施設等の意義)

11の4－3措置法令第5条の12第2項.....

第11条の5((特定電気通信設備等の特別償却))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

11の5－1 措置法第11条の5第1項.....(以下第11条の5.....)
.....

(附属機器等の同時設置の意義)

11の5－2 措置法規則第5条の16第4項各号.....

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

11の5－3 措置法第11条の5第1項の表の第3号の第1欄に規定する中小企業者に該当する個人であるかどうかは、その取得し、又は製作し、若しくは建設した同号の第3欄に規定する設備を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定電気通信設備等の取得価額)

11の5－4 措置法令第6条第5項に規定する特定電気通信設備等の取得価額が180万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該特定電気通信設備等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(ファイアウォール装置の意義)

11の5－5 措置法第11条の5第1項の表の第3号の第1欄に規定する設備に

改 正 後	改 正 前
第11条の7((商業施設等の特別償却))関係 (中小小売商業者等であるかどうかの判定の時期) 11の7－1 措置法第11条の7第1項……………(以下11の7－6……………) …………… (事業の判定) 11の7－2 措置法第11条の7第1項…………… (注)1 …………… 2 …………… (店舗の意義) 11の7－3 措置法令第6条第1項……………措置法第11条の7第1項…………… …………… (店舗用の範囲) 11の7－4 措置法令第6条第1項……………11の7－3…………… (店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位) 11の7－5 措置法令第6条第1項…………… (注) ……………措置法第11条の7第1項……………	<u>係る同項の特別償却の適用上、いわゆるアクセス監視センサー装置やセキュリティ管理サーバー装置はその対象とならないことに留意する。</u> 第11条の6((商業施設等の特別償却))関係 (中小小売商業者等であるかどうかの判定の時期) 11の6－1 措置法第11条の6第1項……………(以下11の6－6……………) …………… (事業の判定) 11の6－2 措置法第11条の6第1項…………… (注)1 …………… 2 …………… (店舗の意義) 11の6－3 措置法令第6条の2第1項……………措置法第11条の6第1項… …………… (店舗用の範囲) 11の6－4 措置法令第6条の2第1項……………11の6－3…………… (店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位) 11の6－5 措置法令第6条の2第1項…………… (注) ……………措置法第11条の6第1項……………

(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)

11の7—6 措置法令第6条第1項.....11の7—5

(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)

11の7—7 措置法令第6条第1項.....

(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)

11の7—8 措置法令第6条第1項.....措置法第11条の7第1項.....
.....

第11条の8 ((製造過程管理高度化設備等の特別償却))関係

(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)

11の8—1 措置法第11条の8第1項に規定する高度化計画に係る認定を受け
た個人であるかどうかは、その取得し、又は製作し、若しくは建設(以下11
の8—2において、「取得等」という。)した同項に規定する製造過程管理
高度化設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(併せて設置する機械等の意義)

11の8—2 措置法規則第5条の16の3第2項各号において措置法第11条の8
第1項に規定する建物及びその附属設備(以下この項において「建物等」と
いう。)と併せて設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定め
のある機械及び装置(以下この項において「機械等」という。)には、一の
計画に基づき建物等を取等してから相当期間内に設置するこれらの機械等
が含まれるものとする。

第11条の9 ((再商品化設備等の特別償却))関係

(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)

11の6—6 措置法令第6条の2第1項.....11の6—5

(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)

11の6—7 措置法令第6条の2第1項.....

(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)

11の6—8 措置法令第6条の2第1項.....措置法第11条の6第1項...
.....

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第11条の7 ((再商品化設備等の特別償却))関係

改 正 後	改 正 前
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>11の9-1</u>措置法第11条の9第1項..... (附属機器等の同時設置の意義) <u>11の9-2</u> <u>第11条の10</u>((特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却))関係 (事業の判定) <u>11の10-1</u>措置法第11条の10第1項..... (主たる事業でない場合の適用) <u>11の10-2</u> (工場用等の建物及びその附属設備の意義) <u>11の10-3</u> (1) (2) (工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定) <u>11の10-4</u>措置法第11条の10第1項..... (1) (2) (国庫補助金等をもって取得等した一の生産等設備を構成する減価償却資産の	(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) <u>11の7-1</u>措置法第11条の7第1項..... (附属機器等の同時設置の意義) <u>11の7-2</u> <u>第11条の8</u>((特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却))関係 (事業の判定) <u>11の8-1</u>措置法第11条の8第1項..... (主たる事業でない場合の適用) <u>11の8-2</u> (工場用等の建物及びその附属設備の意義) <u>11の8-3</u> (1) (2) (工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定) <u>11の8-4</u>措置法第11条の8第1項..... (1) (2) (国庫補助金等をもって取得等した一の生産等設備を構成する減価償却資産の

取得価額)

11の10—5

(取得価額の合計額が10億円を超えるかどうかの判定)

11の10—6 措置法第11条の10第1項.....(11の10—7.....
.....)

(一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産を2以上の年において事業の
用に供した場合)

11の10—7措置法第11条の10第1項.....

(1)

(2)

(算式) 省 略

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(生産等設備の範囲)

12—1同条第3項、第8項、第10項、第12項、第14項若しくは第
15項.....

(一の生産等設備の取得価額基準の判定)

12—32,800万円、1,000万円又は2,500万円.....

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12—4同条第2項.....同法第37条の3第2項.....
...2,800万円、1,000万円又は2,500万円.....

(注)

取得価額)

11の8—5

(取得価額の合計額が10億円を超えるかどうかの判定)

11の8—6 措置法第11条の8第1項.....(11の8—7.....
.....)

(一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産を2以上の年において事業の
用に供した場合)

11の8—7措置法第11条の8第1項.....

(1)

(2)

(算式) 省 略

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(生産等設備の範囲)

12—1同条第3項、第8項、第10項、第12項若しくは第13項.....
.....

(一の生産等設備の取得価額基準の判定)

12—32,800万円、1,000万円、2,300万円又は2,500万円.....

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12—4同条第2項各号.....同法第37条の3第3項.....
...2,800万円、1,000万円、2,300万円又は2,500万円.....

(注)

改 正 後	改 正 前
(工業用機械等の範囲)	(工業用機械等の範囲)
12—5 <u>同法第37条の3第2項</u>	12—5 <u>同法第37条の3第3項</u>
(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)	(工場用又は作業場用等の建物及びその附属設備の意義)
12—8 <u>措置法令第6条の5第4項、第13項及び第14項</u>	12—8 <u>措置法令第6条の5第4項、第11項及び第12項</u>
(1)	(1)
(2)	(2)
(注)	(注)
(取得価額の合計額が 2,800万円、1,000万円又は2,500万円を超えるかどうかの判定)	(取得価額の合計額が2,800万円、1,000万円、 <u>2,300万円</u> 又は2,500万円を超えるかどうかの判定)
12—112,800万円、1,000万円又は2,500万円.....	12—112,800万円、1,000万円、 <u>2,300万円</u> 又は2,500万円.....
第12条の2((<u>医療用機器等</u> の特別償却))関係	第12条の2((<u>中小企業者の機械等</u> の特別償却))関係
(廃止)	(中小企業者であるかどうかの判定の時期)
	<u>12の2—1 措置法第12条の2第1項に規定する「中小企業者」に該当する個人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械及び装置を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u>
(廃止)	(年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用)
	<u>12の2—2 措置法規則第5条の20第1項に規定する「組ひも製造業」又は「縫製品製造業」を営む個人が年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合には、当該該当しなくなった日前において取得して事業の用に供した製ちゅう機又は電動ミシンについては、措置法第12条の2第1項の規定</u>

(取得価額の判定単位)

12の2－1 措置法令第6条の6第1項又は第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品.....500万円以上又は2,700万円以上.....

(廃止)

の適用があるものとし、措置法規則第5条の20第1項に規定する取得価額の合計額が230万円以上であるかどうかは、それまでの期間内に取得し事業の用に供したものの取得価額の合計額によって判定する。

(取得価額の判定単位)

12の2－3 措置法令第6条の6第1項に規定する機械及び装置又は同条第3項及び同条第5項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品
230万円以上、500万円以上又は2,700万円以上.....

(農林業用の機械及び装置)

12の2－4 農業用又は林業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは、個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第12条の2第1項の規定の適用上、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第七(以下この項において「別表第七」という。)に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。

別 表 第 七 の 種 類	左のうち機械及び装置に該当するもの
電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ ト ラ ク タ ー	} 全 部
耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具 防 除 用 機 具	

改 正 後	改 正 前						
	<table border="1"> <tr> <td>穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具</td><td>させて作業をするもの</td></tr> <tr> <td>農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具</td><td>動力により作動するもの</td></tr> <tr> <td>その他の機具</td><td>精米機及び精麦機</td></tr> </table>	穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具	させて作業をするもの	農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	動力により作動するもの	その他の機具	精米機及び精麦機
穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具	させて作業をするもの						
農産物処理加工用機具（精米又は精麦機を除く。） 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	動力により作動するもの						
その他の機具	精米機及び精麦機						
（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額） <u>12の2－2</u> 措置法令第6条の6第1項又は第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品.....500万円以上又は2,700万円以上.....同条第2項..... （主たる事業でない場合の適用） <u>12の2－3</u> 措置法第12条の2第1項に規定する医療保健業は、..... （事業の判定） <u>12の2－4</u> 個人の営む事業が措置法第12条の2第1項に規定する医療保健業	（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額） <u>12の2－5</u> 措置法令第6条の6第1項に規定する機械及び装置又は同条第3項及び同条第5項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品.....230万円以上、500万円以上又は2,700万円以上.....同条第2項各号...・..... （主たる事業でない場合の適用） <u>12の2－6</u> 措置法第12条の2第1項に規定する事業及び同条第2項に規定する医療保健業は、..... （事業の判定） <u>12の2－7</u> 個人の営む事業が措置法第12条の2第1項に規定する事業又は同						

に該当するかどうかは、

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

条第2項に規定する医療保健業に該当するかどうかは、

(注) 1 措置法規則第5条の20第1項に規定する「縫製品製造業」については、日本標準産業分類の「中分類12 衣服・その他の繊維製品製造業」に分類する事業が該当する。

2 措置法規則第5条の20第2項第4号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H 情報通信業」(「中分類37 通信業」を除く。)、 「小分類 693 駐車場業」、 「中分類72 宿泊業」、 「大分類N 医療、福祉」、 「大分類O 教育、学習支援業」、 「中分類79 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Q サービス業(他に分類されないもの)」(「小分類 831 旅行業」を除く。)に分類する事業が該当する。

(その他これらの事業に含まれないもの)

12の2－8 措置法規則第5条の20第2項第2号のかっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は、含まれないものとする。

(対象事業とその他の事業とに共通して使用される機械及び装置)

12の2－9 措置法第12条の2第1項に規定する事業とその他の事業とを営む個人が、その取得した機械及び装置をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を同項の事業の用に供したものとして同項の規定を適用する。

(物品賃貸業に該当しない資産の貸与)

12の2－10 措置法第12条の2第1項に規定する中小企業者である個人が、その取得した機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものと

改 正 後	改 正 前
(医療用機器の範囲) <u>12の2—5 措置法第12条の2第1項第1号</u>..... (注) (被相続人に係る償却不足額の取扱い) <u>12の2—6 措置法第12条の2第1項の規定の適用を受けている同項に規定する医療用機器等を有していた者が、当該医療用機器等を事業の用に供した年</u>.....これらの規定により当該医療用機器等.....(.....) (.....).....青色申告書を提出する者であるときに限り、その満たない金額については、<u>同条第2項</u>..... 第12条の3((特定医療用建物の割増償却等))関係 (病院等の意義) <u>12の3—1 措置法第12条の3第1項に規定する「病院又は診療所」とは、...</u>.....<u>病院又は同条第2項に規定する診療所をいうのであるから、例えば、助産所、</u>..... 第13条の3((農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却))関係 (農林業用の機械及び装置)	<u>て取り扱う。</u> (医療用機器の範囲) <u>12の2—11 措置法第12条の2第2項第1号</u>..... (注) (被相続人に係る償却不足額の取扱い) <u>12の2—12 措置法第12条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けている機械及び装置又は医療用機器等を有していた者が、当該機械及び装置又は医療用機器等を事業の用に供した年</u>.....これらの規定により当該機械及び装置又は医療用機器等.....(.....)(.....) 青色申告書を提出する者(<u>同条第1項に規定する事業を相続した場合にあっては、同項に規定する中小企業者に該当する場合に限る。</u>)であるときに限り、その満たない金額については、<u>同条第3項</u>..... 第12条の3((特定医療用建物の割増償却等))関係 (病院の意義) <u>12の3—1 措置法第12条の3第1項に規定する「病院」とは、</u>.....<u>病院をいうのであるから、例えば、診療所、助産所、</u>..... 第13条の3((農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却))関係 (農林業用の機械及び装置)

13の3－2

(表) 省 略

第14条((優良賃貸住宅等の割増償却等))関係

(各独立部分の範囲)

14－2 措置法令第7条第1項、第2項、第4項及び第7項から第10項まで...

.....

(注)

(優良賃貸住宅の範囲)

14－3当該住宅用区分所有家屋は優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅(措置法第14条第3項に規定する改良優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)に該当するものとして取り扱う。

(注)

(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)

14－8

(注) 同項第2号、同条第2項又は第3項.....

(床面積の意義)

14－10 措置法令第7条第1項、第2項、第4項及び第7項から第10項まで...

.....

13の3－2

(表) 省 略

(注) 器具及び備品のうち、平成6年3月31日付農林水産省告示第607号別表に掲げるものについては同法第13条の3第1項の規定の適用があることに留意する。

第14条((優良賃貸住宅等の割増償却))関係

(各独立部分の範囲)

14－2 措置法令第7条第1項、第2項、第4項及び第7項.....

(注)

(優良賃貸住宅の範囲)

14－3当該住宅用区分所有家屋は優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。

(注)

(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期)

14－8

(注) 同項第2号又は同条第2項.....

(床面積の意義)

14－10 措置法令第7条第1項、第2項及び第4項.....

(特定再開発建築物等の範囲)

14の2-1 (以下14の2-9.....)

(注)措置法令第7条の2第7項.....特別特定建築物.....

.....

(廃止)

(廃止)

(特定再開発建築物等の範囲)

14の2-1 (以下14の2-17.....)

(注)措置法令第7条の2第5項.....特定建築物.....

(駐車場に係る特殊の装置の範囲)

14の2-4 措置法第14条の2第2項第3号イに規定する駐車場は、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車用に供する部分に設けるもの又は財務省令で定める特殊の装置（以下この項において「特殊の装置」という。）を用いるものに限られ、また、同号ロに規定する駐車場は、地下若しくは複数の階に自動車の駐車用に供する部分を設けるもの又は特殊の装置を用いるものに限られているが、この場合の特殊の装置は、措置法規則第6条の2第1項第1号又は第2号に掲げる方式による駐車装置をいうことに留意する。

(注) 措置法第14条の2第2項第3号に規定する駐車場の用に供される建築物に係る建物及びその附属設備について同条第1項の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備と併せて設置される駐車場の用に供する措置法規則第6条の2第1項第1号及び第2号に掲げる方式による駐車装置のほか同項第3号から第5号に掲げる方式による駐車装置並びに自動車の昇降装置及び方向転換装置についても措置法第14条の2第1項の規定の適用があることに留意する。

(路外駐車場の意義)

14の2-5 措置法第14条の2第2項第3号イに規定する路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいい、建物に内設又は併設されているものかどうかは問わないことに留意する。

(注) 例えば、いわゆる月極駐車場、レストラン等の専用駐車場のよう

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止) (昇降機の設置されている建築物の範囲) 14の2-4 措置法令第7条の2第7項第2号..... (注)第8条.....同法第2条第3号.....特別特定建築物.....措置法令第7条の2第7項.....	者について制限を設けているものは、一般公共の用に供されるものに該当しない。 (直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に設ける駐車場の意義) 14の2-6 措置法第14条の2第2項第3号イに規定する直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設ける駐車場には、例えば、地上階数2以上の建物の地上2以上の階の特定の階のみを駐車場とする場合の当該駐車場及び地下に設けられた駐車場は含まれるが、地上1階部分又は建物の屋上のみに設けられた駐車場は含まれない。 (駐車場の用とその他の用に共用されている建物の判定) 14の2-7 一の建物が駐車場の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、駐車場の用に供されている部分について措置法第14条の2第1項の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が駐車場の用とその他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、当該建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。 (注) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が駐車場の用に供されているものとすることができる。 (昇降機の設置されている建築物の範囲) 14の2-8 措置法令第7条の2第5項第2号..... (注)第7条.....同法第2条.....特定建築物.....措置法令第7条の2第5項.....

(建物の一部が要件該当特別特定建築物である場合の取扱い)

14の2-5**特別特定建築物**(.....「**要件該当特別特定建築物**」という。)**要件該当特別特定建築物以外** 当該要件
該当特別特定建築物.....

(用途変更等があった場合の適用)

14の2-6

(注)

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

(建物の一部が要件該当特定建築物である場合の取扱い)

14の2-9**特定建築物**(.....「**要件該当特定建築物**」とい
う。)**要件該当特定建築物以外** 当該要件該当特定建
築物.....

(用途変更等があった場合の適用)

14の2-10

(注)

(遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定)

14の2-11 措置法令第7条の2第7項第1号に規定する沿道整備道路(以下
14の2-13までにおいて「沿道整備道路」という。)に面する遮音上有効な
機能を有する壁の長さを判定する場合において、同号に規定する建築物と沿
道整備道路が平行に建設されていないときには、当該建築物の周囲の地面に
接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の沿道整備道
路に面する長さにより判定することに留意する。

(空隙の意義)

14の2-12 措置法規則第6条の2第6項に規定する「空隙」とは、例えば、
建築物の1階部分が支柱のみで2階以上の部分が部屋となっている建築物の
1階部分のように、沿道整備道路と建築物の背後地の間が常時遮へいされて
いない部分をいう。

(路面の中心からの高さ)

14の2-13 措置法規則第6条の2第7項に規定する沿道整備道路の路面の中
心からの外壁の高さが6メートル以上であるかどうかは、措置法令第7条の
2第6項に規定する沿道整備計画の内容として定められたその敷地が沿道整
備道路に接する建築物に係る当該建築物の沿道整備道路に面する方向の鉛直

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (床面積の意義) 14の2－7 措置法令第7条の2第7項第1号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。 (資本的支出) 14の2－8 (注) 措置法令第7条の2第8項.....特別特定建築物.....同条第7項..... (相続により特定再開発建築物等を承継した者に対する取扱い)	投影の各部分が沿道整備道路の路面の中心から6メートル以上であるかどうかにより判定するものとする。 (開放された空地の意義) 14の2－14 措置法令第7条の2第7項第4号に規定する「日常一般に開放された空地」とは、例えば、公園、緑地、広場等日常一般に地域住民に開放されている土地をいう。 (床面積等の意義) 14の2－15 措置法令第7条の2第4項及び第5項第1号に規定する床面積並びに同条第7項第3号に規定する建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積及び同項第2号に規定する建築面積によるものとする。 この場合において、措置法規則第6条の2第1項第1号から同項第5号までに掲げる方式による駐車装置を用いる駐車場につき、床として認識することが困難な形状の部分に係る床面積については、自動車1台につき15㎡とみなして建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積を計算するものとする。 (資本的支出) 14の2－16 (注) 措置法令第7条の2第6項.....特定建築物.....同条第5項..... (相続により特定再開発建築物等を承継した者に対する取扱い)

14の2－9

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

第20条の2((特定災害防止準備金))関係

(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の2－1 措置法第20条の2第1項.....措置法令第12条第5項第1号

14の2－17

第20条の2((プログラム等準備金))関係

(対象個人の範囲)

20の2－1 措置法第20条の2第1項各号に掲げるソフトウェア業又はデータベース業は、個人が主たる事業として営んでいる必要はないのであるから留意する。

(証明データベースの利用の許諾に係る収入金額)

20の2－2 措置法令第12条の2第12項第1号に規定する証明データベースの利用の許諾に係る収入金額には、例えば、当該証明データベースの利用に関する契約書において明らかにされている登録料、接続時間料、検索料、出力料等に係る収入金額が含まれる。ただし、当該証明データベースを利用するための入出力装置の使用料等に係る収入金額はこれに含まれないことに留意する。

(割戻しがある場合の収入金額)

20の2－3 措置法第20条の2第1項の表の各号の規定によりプログラム等準備金の積立限度額を計算する場合において、措置法令第12条の2第3項、第6項、第10項及び第12項に規定する収入金額につき当該年において割戻しをした金額があるときは、当該年のこれらの収入金額からそれぞれの割戻しをした金額を控除する。

第20条の4((特定災害防止準備金))関係

(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)

20の4－1 措置法第20条の4第1項.....措置法令第12条の4第5項第1

改 正 後	改 正 前
..... (注)措置法規則第7条第1項..... (最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整) 20の2－2 措置法第20条の2第1項.....措置法令第12条第9項第1号 (注)措置法規則第7条第5項..... (露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整) 20の2－3 措置法第20条の2第1項.....措置法令第12条第12項第1号 (注)措置法規則第7条第9項..... 第20条の4((特別修繕準備金))関係 (対象資産を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て) 20の4－1 措置法第20条の4第1項..... (船舶の定期検査のための修繕) 20の4－2措置法第20条の4第1項第1号..... (溶鉱炉、熱風炉等の特別の修繕の範囲) 20の4－3 措置法第20条の4第1項第2号..... (1) (2)	号..... (注)措置法規則第7条の2第1項..... (最終処分災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整) 20の4－2 措置法第20条の4第1項.....措置法令第12条の4第9項第1号..... (注)措置法規則第7条の2第5項..... (露天石炭等採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整) 20の4－3 措置法第20条の4第1項.....措置法令第12条の4第12項第1号..... (注)措置法規則第7条の2第9項..... 第20条の6((特別修繕準備金))関係 (対象資産を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て) 20の6－1 措置法第20条の6第1項..... (船舶の定期検査のための修繕) 20の6－2措置法第20条の6第1項第1号..... (溶鉱炉、熱風炉等の特別の修繕の範囲) 20の6－3 措置法第20条の6第1項第2号..... (1) (2)

- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (注)

(特別修繕完了の日及び築造の完了の日)

20の4－4 措置法第20条の4第5項及び措置法令第12条の2第1項.....

...措置法令第12条の2第1項第2号.....

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(溶鉱炉等の長期稼働休止期間中における特別修繕準備金の積立て停止)

20の4－5 措置法第20条の4第1項第2号.....

(注) 措置法令第12条の2第1項第2号.....

(準備金設定資産を賃貸した場合の取崩し)

20の4－6措置法第20条の4第5項第2号.....

第28条((特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例))関係

(長期間にわたって使用等される基金)

28－1 措置法第28条第1項.....

(負担金等の必要経費算入時期)

28－2 措置法第28条.....

- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (注)

(特別修繕完了の日及び築造の完了の日)

20の6－4 措置法第20条の6第5項及び措置法令第12条の5第1項.....

...措置法令第12条の5第1項第2号.....

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

(溶鉱炉等の長期稼働休止期間中における特別修繕準備金の積立て停止)

20の6－5 措置法第20条の6第1項第2号.....

(注) 措置法令第12条の5第1項第2号.....

(準備金設定資産を賃貸した場合の取崩し)

20の6－6措置法第20条の6第5項第2号.....

第28条の2((特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例))関係

(長期間にわたって使用等される基金)

28の2－1 措置法第28条の2第1項.....

(負担金等の必要経費算入時期)

28の2－2 措置法第28条の2.....

改 正 後	改 正 前
(注) 1 2 (中小企業倒産防止共済事業の前払掛金) 28— 3措置法第28条第1項第2号..... 第28条の2 ((中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例))関係 (年の中途において中小企業者に該当しなくなった場合の適用) 28の2—1 青色申告書を提出する個人で措置法第28条の2第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)が年の中途において中小企業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、又は製作し、若しくは建設して業務の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。 (取得価額の判定単位) 28の2—2 措置法第28条の2第1項に規定する少額減価償却資産の取得価額が30万円未満であるかどうかについては、通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては、社会通念上の効用を有すると認められる単位ごとに判定する。 (明細書の添付)	(注) 1 2 (中小企業倒産防止共済事業の前払掛金) 28の2—3措置法第28条の2第1項第2号..... (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

28の2－3 青色申告書を提出する中小企業者に該当する個人が当該年分の確定申告書に添付する法第149条に規定する明細書（いわゆる「青色申告決算書」）の「減価償却費の計算」欄に次に掲げる事項を記載して提出し、かつ、当該減価償却資産の明細を別途保管している場合には、措置法第28条の2第2項に規定する「少額減価償却資産の取得価額に関する明細書」の提出を省略して差し支えないものとする。

- (1) 取得価額30万円未満の減価償却資産について、措置法第28条の2第1項の規定を適用していること
- (2) 適用した減価償却資産の取得価額の合計額
- (3) 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること

第28条の4（（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）関係

〔用語の意義〕

（用語の意義）

28の4－1

- (1)
- (2)
- (3)（措置法令第19条第2項第2号.....）.....
- (4)
- (5)措置法令第19条第4項.....
- (6)

（土地の貸付けに係る権利金等の所得区分）

28の4－8措置法令第19条第2項第2号.....

（仲介行為者が2以上である場合の仲介行為の判定）

28の4－9措置法令第19条第3項.....

第28条の4（（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）関係

〔用語の意義〕

（用語の意義）

28の4－1

- (1)
- (2)
- (3)（措置法令第18条の5第2項第2号.....）.....
- (4)
- (5)措置法令第18条の5第4項.....
- (6)

（土地の貸付けに係る権利金等の所得区分）

28の4－8措置法令第18条の5第2項第2号.....

（仲介行為者が2以上である場合の仲介行為の判定）

28の4－9措置法令第18条の5第3項.....

改 正 後	改 正 前
(注)	(注)
(売主及び買主の双方から報酬を収受する場合の仲介行為の判定)	(売主及び買主の双方から報酬を収受する場合の仲介行為の判定)
28の4-10措置法令第19条第3項.....	28の4-10措置法令第18条の5第3項.....
(分離課税の適用を受ける仲介行為の範囲)	(分離課税の適用を受ける仲介行為の範囲)
28の4-13 措置法令第19条第3項.....	28の4-13 措置法令第18条の5第3項.....
(注)	(注)
(土地等の原価の額)	(土地等の原価の額)
28の4-19措置法令第19条第4項第1号.....	28の4-19措置法令第18条の5第4項第1号.....
(各種引当金の繰入額)	(各種引当金の繰入額)
28の4-20 措置法令第19条第4項第3号.....	28の4-20 措置法令第18条の5第4項第3号.....
(注)	(注)
(売上割引)	(売上割引)
28の4-21措置法令第19条第4項第3号.....	28の4-21措置法令第18条の5第4項第3号.....
(事業専従者控除額)	(事業専従者控除額)
28の4-22措置法令第19条第4項第3号.....	28の4-22措置法令第18条の5第4項第3号.....
(翌年以後において生じた負債の利子、販売費等)	(翌年以後において生じた負債の利子、販売費等)
28の4-23 措置法令第19条第4項第2号.....	28の4-23 措置法令第18条の5第4項第2号.....

(現金主義によって所得計算をしている場合の分離課税の事業所得の金額)

28の4-29 (措置法令第19条第3項.....)

(算式) 省 略

(注)

(現金主義によって所得計算をしている場合の仲介行為に係る分離課税の事業所得の金額)

28の4-30措置法令第19条第3項.....

(注) その行為が措置法令第19条第3項.....

(地方公共団体の出資又は拠出により設立された法人の意義)

28の4-36 措置法令第19条第9項第2号イ.....

(いわゆる売建方式による場合の土地の引渡しの時期)

28の4-39措置法令第19条第14項.....

(公募売れ残り品の譲渡)

28の4-44 (その譲渡が措置法令第19条第11項.....)

.....

(注)

(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)

28の4-47措置法令第19条第16項.....

(1)

(注)措置法令第19条第12項各号.....

(2)

(注)

(3)

(現金主義によって所得計算をしている場合の分離課税の事業所得の金額)

28の4-29 (措置法令第18条の5第3項.....)

(算式) 省 略

(注)

(現金主義によって所得計算をしている場合の仲介行為に係る分離課税の事業所得の金額)

28の4-30措置法令第18条の5第3項.....

(注) その行為が措置法令第18条の5第3項.....

(地方公共団体の出資又は拠出により設立された法人の意義)

28の4-36 措置法令第18条の5第8項第2号イ.....

(いわゆる売建方式による場合の土地の引渡しの時期)

28の4-39措置法令第18条の5第13項.....

(公募売れ残り品の譲渡)

28の4-44 (その譲渡が措置法令第18条の5第10項.....)

.....

(注)

(1,000平方メートル未満の優良宅地等の適正価格の判定)

28の4-47措置法令第18条の5第15項.....

(1)

(注)措置法令第18条の5第11項各号.....

(2)

(注)

(3)

改 正 後	改 正 前																														
(災害により滅失した家屋の意義) 28の4－48 措置法令第19条第18項.....	(災害により滅失した家屋の意義) 28の4－48 措置法令第18条の5第17項.....																														
(主として居住の用に供していた家屋の意義) 28の4－49 措置法令第19条第18項..... (注)	(主として居住の用に供していた家屋の意義) 28の4－49 措置法令第18条の5第17項..... (注)																														
(確定申告書に添付する書類の書式) 28の4－50	(確定申告書に添付する書類の書式) 28の4－50																														
〔別紙1〕 (省 略)	〔別紙1〕 (省 略)																														
〔別紙2〕	〔別紙2〕																														
公募要件に該当する事実を証する明細書 平成 年分 氏 名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>該 当 条 文</th> <th>①</th> <th>租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号</th> <th>租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号</th> <th>租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>租税特別措置法施行令第19条第22項に該当する土地の譲渡の場合</td> <td>⑭</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備 考	該 当 条 文	①	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号						租税特別措置法施行令第19条第22項に該当する土地の譲渡の場合	⑭				公募要件に該当する事実を証する明細書 平成 年分 氏 名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>該 当 条 文</th> <th>①</th> <th>租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号</th> <th>租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号</th> <th>租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>租税特別措置法施行令第18条の5第21項に該当する土地の譲渡の場合</td> <td>⑭</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備 考	該 当 条 文	①	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号						租税特別措置法施行令第18条の5第21項に該当する土地の譲渡の場合	⑭			
該 当 条 文	①	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号																											
租税特別措置法施行令第19条第22項に該当する土地の譲渡の場合	⑭																														
該 当 条 文	①	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号	租 税 特 別 措 置 法 第28条の4第3項第号																											
租税特別措置法施行令第18条の5第21項に該当する土地の譲渡の場合	⑭																														

書 き か た

本 文 （ 省 略 ）

1 ～ 11 （ 省 略 ）

12 「⑭」欄には、その土地の譲渡が租税特別措置法施行令第19条第22項に該当する場合に、「措置法令第19条第22項該当」と記載します。

なお、・・・

〔別紙3〕（省 略）

〔別紙4〕（省 略）

（分離課税とされる権利金等）

28の4—52 措置法令第19条第2項各号……………

第41条の18（（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）関係

（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用）

41の18—1 措置法第41条の18第2項……………

（その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義）

41の18—2 措置法第41条の18第2項……………第10条の6第3項から第5項まで……………

（税額控除等の順序）

41の18—3 ……………

(1) ……………

書 き か た

本 文 （ 省 略 ）

1 ～ 11 （ 省 略 ）

12 「⑭」欄には、その土地の譲渡が租税特別措置法施行令第18条の5第21項に該当する場合に、「措置法令第18条の5第21項該当」と記載します。

なお、・・・

〔別紙3〕（省 略）

〔別紙4〕（省 略）

（分離課税とされる権利金等）

28の4—52 措置法令第18条の5第2項各号……………

第41条の17（（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）関係

（政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用）

41の17—1 措置法第41条の17第2項……………

（その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義）

41の17—2 措置法第41条の17第2項……………第10条の6第4項、第10条の7第3項から第5項まで……………

（税額控除等の順序）

41の17—3 ……………

(1) ……………

改 正 後	改 正 前
(2) (3) <u>措置法第10条の規定による試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除</u> (4) <u>措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除</u> (5) <u>措置法第10条の3の規定による中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> (6) <u>措置法第10条の4の規定による事業基盤強化設備を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> (7) <u>措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等</u> <u>を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> (8) <u>措置法第10条の6の規定による情報通信機器等</u> <u>を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> (9) (10) <u>措置法第41条の18第2項</u>..... (11) (12) (経過措置(1))・・・改正前の措置法等の適用がある場合 <u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号））による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この通達の改正前の「租税特別措置法に係</u>	(2) (3) <u>措置法第10条の2の規定によるエネルギー需給構造改革推進設備</u> <u>を取得した場合の所得税額の特別控除</u> (4) <u>措置法第10条の3の規定による事業基盤強化設備</u> <u>を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> (5) <u>措置法第10条の4の規定による事業化設備等</u> <u>を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> (6) <u>措置法第10条の5の規定による沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等</u> <u>を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> (7) <u>措置法第10条の6の規定による中小企業者が機械等</u> <u>を取得した場合等の所得税額の特別控除</u> (8) <u>措置法第10条の規定による試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除</u> (9) (10) <u>措置法第41条の17第2項</u>..... (11) (12) (新 設)

る所得税の取扱いについて」の取扱いの例による。

（経過的取扱い(2)）・・・平成15年4月1日前に特定設備等を取得等した場合等の特別償却

措置法令第6条の5第2項に規定する一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円を超え2,500万円以下である場合において、個人が当該減価償却資産の一部を平成15年4月1日前に取得等し、残余を同日以後に取得等しているときは、同日前に取得等した当該減価償却資産の取得価額の合計額が2,300万円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得等した減価償却資産については、改正法令による改正前の措置法第12条第1項の規定を適用する。この場合において、平成15年4月1日以後に取得等した減価償却資産については、同条の規定の適用はないことに留意する。

（新 設）